



鳥取県公報

平成15年10月10日(金)
第7526号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	鳥取中部ふるさと広域連合の規約の変更の届出 (607) (市町村振興課) 1
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (608) (協働推進室) 1
	知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (609) (障害福祉課) 2
	指定居宅介護支援事業者の指定 (610) (長寿社会課) 2
	結核予防法による医療機関の指定 (611) (健康対策課) 3
	保安林の指定予定 (3件) (612~614) (森林保全課) 3
	保安林の指定の解除予定 (4件) (615~618) (〃) 4
	生産事業者の登録の失効 (619) (〃) 5
	漁船損害等補償法による普通損害保険付保義務の消滅 (620) (水産課) 6
	漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての 適否の決定 (621) (〃) 6
	県道の区域の変更 (622) (道路課) 6
	県道の供用の開始 (623) (〃) 7
選管告示	選挙管理委員会の招集 (60) 7
公 告	生産事業者講習会の開催 (森林保全課) 8
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (管理課) 8

告 示

鳥取県告示第607号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第291条の3 第3項の規定に基づき、鳥取中部ふるさと広域連合の規約の変更の届出を平成15年10月1日受理したので、同条第5項の規定により告示する。

平成15年10月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第608号

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成15年11月30日までの間、鳥取県企画部協働推進室において公衆の縦覧に供する。

平成15年10月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 申請のあった年月日
平成15年 9月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 We garden our city!
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
大坪 亜津砂
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
八頭郡八東町大字安井宿434オズ・ガーデン内
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
花と緑で街を飾るという視点から、そこに住む人、訪れる人にとって「美しい街づくり」を実現していくことを目的とする。景観作りには欠かせない専門家の知識と花好きな人の力を合わせ、街全体を居心地の良い、豊かな空間として機能させます。また、そこで環境への関心、人の交流が育まれる活動をしていくことを目指します。

鳥取県告示第609号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成15年10月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅支援事業を行う事業所の名称	知的障害者居宅支援事業を行う事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	指定年月日
社会福祉法人 柿木村福祉会	西伯郡名和町大字高田1685 - 3	高田の柿木村グループホーム	西伯郡名和町大字高田1685 - 3	地域生活援助	平成15年 9月29日

鳥取県告示第610号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成15年10月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅介護支援事業を行う事業所の名称	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	指定年月日
鳥取部品株式会社 代表取締役 土田俊雄	東伯郡赤碕町大字赤碕276 - 3	さわやか	東伯郡赤碕町大字赤碕276 - 3	平成15年 9月25日

鳥取県告示第611号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成15年10月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指定年月日
たかきファーマシー	米子市皆生新田三丁目 1 - 15	平成15年10月 4 日

鳥取県告示第612号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成15年10月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡船岡町大字大江字長サコ東平1764の1、1766

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、船岡町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び船岡町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第613号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成15年10月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保安林予定森林の所在場所

東伯郡赤碓町大字山川字釈迦平ヒラ767、767の1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、赤碕町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び赤碕町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第614号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成15年10月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保安林予定森林の所在場所

日野郡溝口町父原字御崎河原61の1から61の3まで、62の1、62の2、63の1、63の2、64、古市字横路ノ上工158の1、158の4、159の1、160の1、160の3

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る立木の伐採を禁止する。

鳥取県告示第615号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成15年10月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市百谷字大沢502（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第616号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成15年10月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡用瀬町大字江波字ミコ岩平ル989の27
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第617号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成15年10月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
日野郡日南町印賀字立石山592の64（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第618号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成15年10月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
日野郡日野町久住字川西1055の2（次の図に示す部分に限る。）、1055の5から1055の7まで
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第619号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

平成15年10月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

登録 番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
132	白岩敏之	八頭郡智頭町大字 八河谷	種の採取並びに幼苗 及び幼苗以外の苗木 の育成	白岩敏之苗畑	八頭郡智頭町大字 八河谷

鳥取県告示第620号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第2号に該当し、同項の規定により次に掲げる加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成15年10月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

加入区の名称	加 入 区 の 区 域
旧東加入区	岩美郡岩美町のうち大字大羽尾、大字小羽尾、大字陸上及び大字田河内の区域
旧浦富加入区	岩美郡岩美町のうち大字浦富及び大字牧谷の区域
旧網代加入区	岩美郡岩美町のうち大字網代、大字岩本及び大字大谷の区域
旧泊加入区	東伯郡泊村の区域

鳥取県告示第621号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成15年10月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

加 入 区	漁 業 の 区 分
鳥取境港加入区	鳥取県漁業協同組合に所属する者の行う小型いか釣り漁業及び機船船びき網漁業（船びき網を使用して行う漁業であって使用する漁船の合計総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）

鳥取県告示第622号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成15年10月10日から2週間鳥取県県土整備部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成15年10月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
鳥取河原用瀬線	八頭郡河原町大字小倉字小倉口261 - 1 地先から同 大字字牛越733 - 3 地先まで	変更前	2.8 ~ 13.8	817.0
		変更後	8.3 ~ 64.7	806.0

鳥取県告示第623号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成15年10月10日から2週間鳥取県県土整備部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成15年10月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	区 間	供用開始の期日
鳥取河原用瀬線	八頭郡河原町大字小倉字小倉口261 - 1 地先から同大字字牛越733 - 3 地先まで	平成15年10月10日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第60号

平成15年第10回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成15年10月10日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

- 1 日時 平成15年10月11日（土） 午前10時45分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
 - （1）不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について
 - （2）その他

公 告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、同法第10条第3項第3号イの生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成15年10月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 受講対象者

配布の目的をもって種苗を採取し、又は育成する事業を行おうとする者

2 開催の日時及び場所

(1) 日時 平成16年1月16日（金）午前9時から午後4時まで

(2) 場所 八頭郡河原町大字稲常113 鳥取県林業試験場

3 科目及び時間

(1) 種苗に関する法令 2時間

(2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間

(3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間

4 受講申込手続

所定の受講申込書を平成16年1月8日（木）までに住所地を管轄する地方農林振興局又は総合事務所農林局を經由して知事に提出すること。

5 受講手数料及び納付方法

受講手数料は14,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印章

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成15年10月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 朝鍋ダム管理設備工事

(2) 工事場所 西伯郡会見町鶴田

(3) 工事内容

本件工事は、朝鍋ダムの操作制御設備を製作、据付け及び調整をする工事である。

(4) 工事の詳細

ア ダム管理用制御処理設備

演算処理装置 、 一式

- 入出力処理装置 一式
- 遠方手動操作卓 一式
- 情報伝達処理装置 一式
- 機側電送装置（主水位計、副水位計、取水設備及び放流設備のデータを伝送するための装置） 一式
- ソフトウェア 一式
- イ CCTV設備
 - CCTV制御装置 一式
 - CCTV機側盤 一式
- ウ 電源設備
 - 予備発電器 一式
- エ 遠隔監視設備
 - 情報伝達処理設備 一式
 - ソフトウェア 一式
- オ テレメーター・放流警報設備
 - テレメーター警報監視制御装置 一式
 - 有線観測警報装置 一式
 - 水位観測局観測装置 一式
 - 水位計装置（既設の水位計設備を改造すること。） 一式

カ 受変電設備

キ その他関連設備

(5) 工 期 平成15年11月から平成17年3月20日まで

(6) 予定価格 306,863,550円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 電気通信工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- (3) 平成14年鳥取県告示第367号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格のうち、通信設備工事に係るものを有すること。
- (4) 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成13年10月1日から平成14年9月30日（合併、分割又は営業の譲渡の期日等を審査基準日とした経営事項審査にあっては、平成15年10月23日）までの間にあるものに限る。）の結果における電気通信工事の総合評点が1,100点以上であること。
- (5) 平成15年10月10日（金）から同月23日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 平成15年4月1日（火）から同年10月23日（木）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。
- (7) 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。
- (8) 平成6年度以降に工事が完成し、引渡しの完了しているダムの流水管理に関する演算処理、放流設備の操作及び操作の支援を行うダム管理用制御処理設備工事（以下「同種工事」という。）を元請として受注し、かつ、下請業者の施工によらず自ら製作、据付け及び調整をした実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

(9) 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の現地での施工期間中、監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

ア 平成6年度以降に同種工事を元請けとして受注し、かつ、下請業者の施工によらず自ら施工した者の監理技術者、主任技術者等（以下「技術者等」という。）として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等として施工管理したものに限る。

イ 電気通信工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成15年10月10日（金）から同月23日（木）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成15年10月10日（金）から同月23日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）
八頭郡家町大字郡家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）
倉吉市東巖城町2	鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課
米子市鞆町一丁目160	鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課
日野郡日野町根雨140-1	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められ

るとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(7) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とする。

(8) 入札価格によっては当該工事契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして発注者が求めた場合には、本件工事の現地での施工期間中、2の(9)に掲げる監理技術者に加え、2の(9)のイに掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置することを求める。

